

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十項第二号事務の欄中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

別表第二十一項第一号事務の欄31中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の二第六項」に改める。

別表第二十七項第一号事務の欄4中「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五項」を加える。

別表第三十二項事務の欄5中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十三項第四号事務の欄6中「第四十六条の八第四号」の下に「及び第十九条の二第二項」を加え、同欄中21を22とし、17から20までを18から21までとし、16の次に次のように加える。

17 法第六十九条の二第四項の規定による情報の提供

別表第十三項第五号事務の欄1及び同項第六号事務の欄1中「並びに法」を「法」に改め、「選任」の下に「並びに法第六十九条の二第二項の規定による報告」を加える。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、春日部市、越谷市、戸田市、新座市、八潮市及び三郷市を除く。）
---

別表第二十三項第一号事務の欄1中「法第四条第一項若しくは第二項又は第十九条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

別表第三十三項第五号市町村の欄中「富士見市」の下に「三郷市」を加える。  
別表第五十項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「ときがわ町」を加える。  
別表第五十一項第一号市町村の欄中「所沢市」の下に「飯能市」を加え、同項第二号市町村の欄中「秩父市」を「行田市、秩父市、飯能市」に改める。

別表第七十二項市町村の欄中「横瀬町」の下に「美里町」を加える。

別表第八十六項事務の欄23中「縦覧及び閲覧」を「縦覧等」に改め、同欄23を同欄25とし、同欄22の次に次のように加える。

23 条例第十二条の二の規定による申請等の受理

24 条例第十二条の三第一項の規定による処分通知等

別表第百三項市町村の欄中「加須市」の下に「羽生市」を、「東秩父村」の下に「美里町」を加える。

別表第百五項第二号事務の欄及び同項第四号事務の欄中「法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

別表第百十四項第一号事務の欄中「建築基準法第四条第一項若しくは第二項又は第九十七条の二第一項の規定により市町村に置かれる建築主事」を「市町村に置かれる建築主事等（建築基準法第六条第一項の建築主事等をいう。）」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和六年一月一日

2 この条例（第一条の規定を除く。以下同じ。）（前項第二号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。